老朽危険空き家の除却費用の一部を補助します

―地域の住環境を守るために―

老朽化して倒壊などの恐れがある危険な空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、老朽危険空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

受付期間 4月10日(月)～6月9日(金)

対象となる空き家

現在、使用されておらず、今後も居住の見込みがない老朽住宅で、次の要件を全て満たすもの。

○市内にある住宅

○危険度判定の結果、基準を満たすもの（注1）

▲老朽化して危険な空き家は対策を！

○倒壊した場合、道路や隣地に悪影響を及ぼすもの（注1）

注1：市で定めた基準に基づき、職員が現場を確認して判定します。

補助対象者

老朽危険空き家の所有者、所有者の相続人、所有者・相続人から委任を受けた方

※補助対象者やその同一世帯の方に、市税の滞納がある場合は対象外。

補助対象となる工事

建設業の許可または解体工事業の登録を受けた市内の業者が行う除却工事（家財道具、機械、車両、樹木などの処分費は除く）

※敷地内の建物は全て除却する必要があります。

跡地の利用

除却後1年間は土地の譲渡、貸与、住宅の建築ができません。

補助金額

除却工事費（消費税・地方消費税の額を除く）の5分の4以内

上限80万円

募集戸数

10件

※申込件数が10件以下の場合は先着順となります。10件を超える場合は緊急性の高いものから補助を行います。

申込方法

申し込みの前に担当課で事前相談を受けてください。相談時には、現状写真など現在の状態がわかる資料をお持ちください。

※建物の状態によっては申し込みを受け付けられないこともありますので、ご了承ください。

申込先

市庁舎新館3階　建築審査課　TEL0897－52－1554

市長と井戸端会議

市長が、市民の皆さんの声を直接お聞きします。皆さんのご参加をお待ちしています。

■**対象**　市内各地域で活動する自治会などのグループや団体
（1グループ当たり30分から1時間程度）

■**日時・場所**

○4月17日(月)　9時～　東予総合支所

○4月17日(月)　13時30分～　小松総合支所

○4月18日(火)　9時～　丹原総合支所

○4月18日(火)　13時30分～　本庁

■**参加方法**　4月7日(金)までに本庁シティプロモーション推進課か、参加を希望される各総合支所総務課へ申し込みが必要です。各場所3団体程度を予定。申し込み多数の場合は先着順。

■**問合せ**

○市庁舎本館4階
シティプロモーション推進課
TEL0897－52－1694

○各総合支所　総務課

※電話番号は15ページ

※「ようこそ市長室・移動市長室へ」は名称を変更しました。